

## 年休裁判東京訴訟勝訴にあたり

3月27日、東京地方裁判所は、J R東海労新幹線地本の組合員6名が、年休権を不当に侵害されたとしてJ R東海に対し損害の賠償を請求した訴訟（年休裁判東京訴訟）において、組合員の請求を認め、20万円～3万円の損害賠償金の支払を命じた画期的な判決を言い渡した。

本訴訟において原告団は、J R東海は新幹線運輸所において、年休権に関して、就業規則や労働協約にも定めのない独自の仕組み（いわゆる年休順位制度）をつくり出してこれを一方的に適用するなどしてきた。その結果、本件当時、①年休を申し込んでも認められる割合が30%未満であることが常態化し、②このため毎年20日に近い日数を翌年に繰り越さざるを得ず、2年間で消化することができず、失効することすら続出していた、③年休取得の可否は、時季指定ごとに「事業の正常な運営の妨げになる」かどうかを検討して判断をしたり、代替勤務者を手配するなどの「配慮」をまったく行わず、④その結果、日々、年休を取得できる人数は申請者中0人の場合すら日常的であり、また、⑤2暦日の2日目に時季指定をしても一律に認められない運用がされていたり、⑥年休申請をしても、長期間（長いときには35日間）年休取得の可否を知らされないなど、年休制度の趣旨に反する運用がなされていること、そして、⑦これらの最大の原因は、慢性的な要員不足しか考えられないことなどを明らかにし、会社が労働者の権利を保障する意識をまったく持たないことなどを弾劾してきた。これに対し会社は、日本の大動脈である東海道新幹線の運行の必要性を絶対化し、「集团的に代替要員の確保を図っている」などという独特の論理をも持ち出してその正当性を主張するだけであった。

5年間にわたる闘争の結果、東京地裁は、J R東海による年休権に係る運用は年休権の趣旨に反し違法であると認定して、原告らに対し損害賠償を命じたのである。特に、時季指定日5日前まで時季変更権を行使しないこと、ケースによっては35日も年休取得の可否を明らかにしないことは債務不履行である、そして本件期間は東京第一、第二運輸所ともに恒常的要員不足に陥っていたと認定し、恒常的要員不足のまま時季変更権を行使したことは債務不履行であると判断されたことは闘いの大きな成果である。この判決は、年休権という労働者の権利の重要性をあらためて確認した判決であり、日常的に労働者の権利を軽んじてきたJ R東海を厳しく弾劾するものであるとともに、他の企業における労使に与える影響はきわめて大きいものといえる。

J R東海はただちに自らの非を認め、労働者の保護の制度である年休権の趣旨に沿う仕組みにつくり直し、その趣旨に沿った運用を始めるべきである。

この裁判闘争を今日まで支えていただいた弁護団をはじめとする関係各位、組合員、J R総連と加盟各単組の仲間感謝申し上げ、即日控訴したJ R東海に抗議し、裁判のみならず、労働組合として労働条件・職場環境改善に向けて、だまされずあきらめず闘っていく決意を表明するものである。

2023年3月29日

J R東海労働組合